

育児休業は、男性も取得できます！

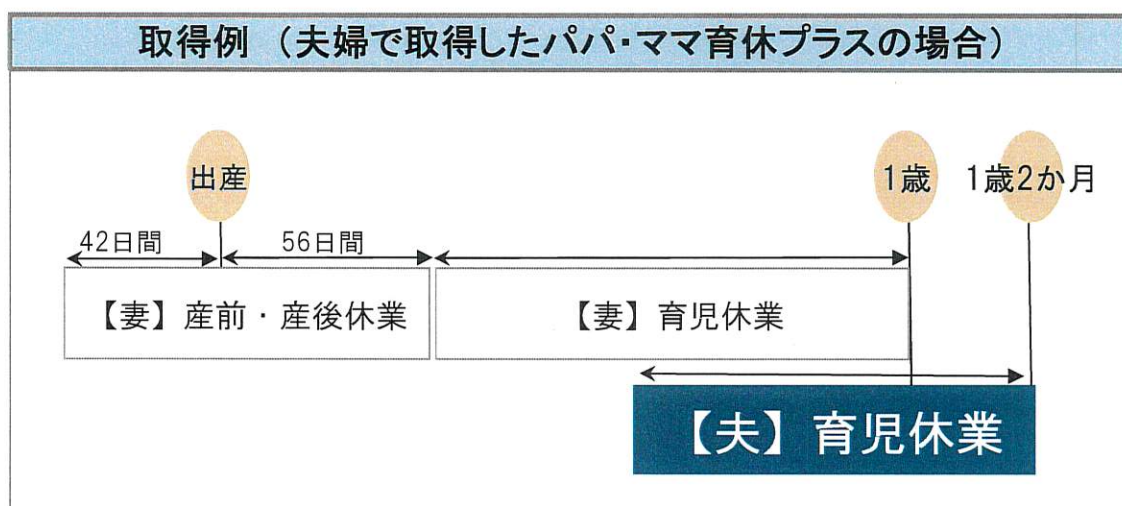
育児休業(育休)は性別を問わず取得できます

- 「子が1歳に達するまでの間(子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が最長2歳に達するまで)、育児休業をすることができる」と定められています(育児・介護休業法)
 - ・ 「一定の場合」とは「保育所等への入所を希望し、申込をしたが入所できない場合」、「配偶者が養育する予定だったが、病気等により子を養育することができなくなった場合」を指します

- ◆ 要件を満たした社員が申し出た場合、会社は拒否しません
- ◆ 申し出は、休みたい日の2週間前までに、必要事項を書いた書面などを会社に提出して行います(手続き方法などは彦坂までお問い合わせください)

男性の育児休業(育休)にはこんな特徴があります

- 夫婦で取得すると、1歳2か月まで休業できます(パパ・ママ育休プラス)
- 妻の産休中に夫が休業した場合、夫は2度目も取得できます
- 配偶者が専業主婦でも休業できます



育児休業は、男性も取得できます！

育児休業(育休)中は経済的支援が受けられます

■育児休業給付

雇用保険に加入している方が、育児休業をした場合に、原則として休業開始時の賃金の67%(6か月経過後は50%)の給付を受けることができます

■育児休業期間中の社会保険料の免除

事業主の方が年金事務所又は健康保険組合に申出することにより、育児休業等をしている間の社会保険料が被保険者本人負担分および事業主負担分ともに免除されます

育児休業(育休)を取得することで、こんなメリットがあります

<家庭面>

- 集中的に子どもと過ごす時間を持つことで、絆が深まります。日中の子どもの様子を見られることで、普段は気付かない発見があるかもしれません
- 育児・家事への理解が深まり、育休復帰後も日常的に育児・家事をできるようになります
- (配偶者が育休取得をしていた場合)配偶者の復職時の最も大変な時期に、父母が協力して子育てできるようになります など…

<仕事面>

- 育休前後で業務の棚卸・引き継ぎが発生をしますので、自身の担当業務の効率化を図る機会になります など…

<参考情報> 育休の他にも、男性にも使える

育児・介護休業法に定められた両立支援制度が複数あります

- 短時間勤務制度
- 子の看護休暇制度
- 時間外労働の制限
- 深夜業の制限
- 転勤についての配慮
- 所定外労働の制限

※詳しくは、彦坂までお問合せください

令和1年9月5日

行 動 計 画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和1年10月5日から令和4年10月4日まで3年間

2.内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業、時間外労働の免除や制限、産前産後休業などの周知をし、制度を利用しやすいように周知をする。

(対策)

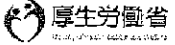
- 令和1年9月～ 社員の実態調査
- 令和1年10月～ 制度の導入、管理職を含め社員への周知徹底

目標2：所定外労働時間の削減をする

(対策)

- 令和1年9月～ 社員への実態調査
- 令和1年9月～ 仕事と生活の調和をすすめるため、所定労働時間削減をテーマに、業務の見直し等の協議をする
- 令和1年10月～ 社員への周知徹底

厚生労働省委託事業 女性の活躍・両立支援 総合サイト



両立支援のひろば

[>ホーム](#)
[>サイトマップ](#)

[> 一般事業主行動計画公表サイト](#) [☒ 自社の取組状況を診断する 両立診断サイト](#)

- ・ 事業主の方々へのお役立ち情報
- ・ 働く方々へのお役立ち情報
- ・ 助成金等企業に対する支援制度
- ・ 両立支援に取り組む企業の事例
- ・ 法令等の解説
- ・ パンフレットなど
- ・ 調査・統計結果
- ・ 企業表彰への応募
- ・ サイトへのご意見・ご感想
- ・ リンク

企業が行う両立支援の取組を紹介するサイト

ご利用にあたって ▶ お問い合わせ ▶ リンク集 ▶

一般事業主行動計画公表サイト

企業の行動計画・取組内容

- 企業の行動計画・取組を検索する ▶
- 企業情報・行動計画の新規登録 ▶
- 行動計画・取組の更新・修正 ▶
- 登録メールアドレスを変更する ▶

一般事業主行動計画

- 次世代育成支援対策推進法とは? ▶
- 一般事業主行動計画とは? ▶
- くるみん認定・フナナくるみん認定とは? ▶

[お問い合わせ](#)
[よくあるお問い合わせ](#)
[ご意見・ご感想](#)

企業データ詳細

掲載日:2016年05月20日

企業名	杉本建設株式会社
法人番号	1140001067222
代表者	代表取締役 杉本 圭祐
業種	建設業
企業規模	9人
企業規模詳細	9
所在地	兵庫県 三田市三輪394番地
電話	079-559-6030
FAX	079-559-6032
事業概要	生コンクリート圧送業
URL	
くるみん認定状況	厚生労働省及び都道府県労働局からの均等・両立推進企業表彰またはファミリー・フレンドリー企業表彰の受賞の有無
イクメン企業アワード	
一般事業主行動計画の内容	
一般事業主行動計画	
我が社の両立支援の取組	(現在実施中又は実施して

いた取組-実績など)

<育児休業関係>

我が社の両立支援の取組 介護休業・勤務時間短縮などの制度の周知を行う。

(現在実施中又は実施して 介護休業関係制度の説明会を実施

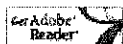
いた取組-実績など) 相談窓口の設置

<仕事と介護の両立に関

する取組>

[検索へ戻る](#)

[検索一覧へ戻る](#)



一般事業主行動計画の資料を読むには、Adobe社の「Acrobat Reader」が必要になります。
お持ちでない方は、Adobe Readerダウンロードページより無料でダウンロードできます。

Copyright(C) 厚生労働省 All Rights Reserved.